

——国際経済法・国際環境法・国際人権法

中 川 淳 司

はじめに

国際法の中でも、国際経済法、国際環境法、国際人権法は、最近特にダイナミックな展開を見せている分野である。これらの分野は、伝統的な国際法が扱ってきた戦争と平和の問題には直接関わらないが、グローバリゼーションの進展に伴って次第に重要性を増してきた諸問題を扱い、伝統的な国際法制度とは異なる規制原理や制度枠組を用いて、グローバリゼーションを推進し、またグローバリゼーションを適切に管理するための国際制度として急速に発展してきた。

今回は、これらの国際法分野に関する研究動向をレビューする論文を特集した。国際法の分野で本誌がレビュー論文を特集するのは第54巻第5号（2003年）以来、2年ぶり、2度目である。特集のねらいも前回と共通する。すなわち、「人々の予想を越えた事態が頻発し、人々がこれまで社会で生起する諸問題を認識し、理解し、解決するために用いてきた枠組みの有用性がゆらいでいる時代こそ、社会科学の基本に立ち返って、先人の優れた業績を取り上げ、それを熟読玩味して、そこからさらに新たな地平を切り拓くことが必要なのである。」（『社会科学研究』第54巻第5号（2003年）1頁）

国際経済法、国際環境法、国際人権法は、グローバリゼーションの進展とともに発展してきた法分野である。しかし、これらの分野については、実務的な対応が先行し、学説・理論レベルでの対応はそれに十分に追いついていないきらいがある。例えば、国際経済法の分野で世界的に注目を集めているWTO（世界貿易機関）とその紛争解決制度について、具体的な紛争解決事例の分析を越えて、こうした制度がグローバリゼーションの管理や国内規制、企業行動に与える影響を掘り下げて分析した研究はきわめて少ない。国際環境法の分野でも、例えば地球温暖化防止のための京都議定書の履行問題が脚光を浴びているが、京都議定書の具体的なメカニズムについての紹介はあっても、それが伝統的な国際法や国内法制度に与えるインパクトを明らかにしようとする研究はほとんどない。国際人権法の

分野では、欧州人権裁判所や国際人権規約の規約人権委員会の活動、あるいは国内裁判所における国際人権条約の直接適用可能性に関する研究は盛んであるが、それらが全体として人権保障の促進にどのような意義と効果を持ち、また、基本的人権の理念と制度にどのような影響を与えているかを掘り下げた研究は少ない。

このような、「実務先行、研究遅延」の状況は、国際法学にとって重大な挑戦を投げかける。国際法学が現状追認の学に堕してしまわないために、これらの分野における最先端の研究を検討・吟味し、そこから国際法学が今後取り組むべき理論的課題を明らかにすることが急務である。以上の問題意識から本特集を企画した。幸いに、新進気鋭の研究者から寄せられた4本の力作を特集に収録することができた。

伊藤論文は、1980年代以降、市場経済制度の世界的統合（グローバリゼーション）が進む反面で、多様な問題領域における高度の専門技術化によって、社会や法秩序が無数の部分システムに機能分化する現象（グローバル部分システム）が進行していることに着目する。そして、こうして出現した無数のグローバル部分システムが、その相互関係において、あるいは社会全体に対して、部分システムの論理を越えた正統性を獲得するための枠組みとして、部分システムごとの「立憲化（constitutionalization）」の可能性を論ずる研究動向¹⁾を検討する。最後に、そうした部分システムのひとつとしてのWTOを対象として、WTOの立憲化の可能性や、その具体的な現われとしての「非貿易的関心事項」（環境、人権、文化など）への対処の問題を取り上げ、この問題をめぐる最近の主要な研究とその妥当性を、「部分システムの立憲化」の理念と比較検討しながら、整理する。

伊藤が「グローバル部分システム」と表現するのは、私的な規範形成や公私協同の規制システムを通じたトランスナショナルな統一基準・共通規則の形成現象である。これは商事慣習法の分野で典型的に見られるが、科学・文化・技術・保健など社会のさまざまな分野でも生起している。それらがそれ自体としては合理的であっても、社会全体に対しては攪乱的・侵食的な要素を持ち、しかも、それらを包括的に調整する政治的メカニズムが欠けているため、グローバル部分システムの正統性が問われる事態が生じている。伊藤は、この正統性問題への対処策として最近出されているさまざまな理論的提案を検討し、自省的な賢慮に導かれたグローバル部分システムの立憲化ないし部分的立憲化という理念を、有効な対処策として評価する。そして、WTO紛争解決手続における非貿易的関心事項の処理をめぐる最近の研究動向の分析を通じて、部分的立憲化の理念の有効性と理論的含意を検証する。

グローバリゼーションの下でグローバル部分システムの細分化が進行し、そこに正統性

1) 特に重要な研究業績として、次の文献が挙げられている。Christian Joerges, Inter-Johanne Sand & Gunther Teubner eds., *Transnational Governance and Constitutionalism*, Hart Publishing, 2004.

問題が生じているとの伊藤の指摘は、従来の国際法学・国際経済法学ではほとんど省みられなかった重要な問題を浮き彫りにしている。伊藤が注目した対処策（部分的立憲化）の有効性について、現時点で断定的な結論を下すことは早計であろう。しかし、これを肯定するにせよ、別の対処策を提案するにせよ、グローバル部分システムの細分化がもたらしている正当化問題への対処は21世紀の国際法学・国際経済法学にとって重大な理論的課題である。伊藤論文の核心は問題の発掘・問題提起にあり、まさにレビュー論文としてふさわしい貢献を行ったと評価できる。

西村論文は、国際環境法が今や立法（law-making）の時代から実施（implementation）の時代へと移り変わったとの認識を前提に、国際環境法が、国際法の一般理論との関係で、どのような独自性と共通性を有しているかという問題意識に基づいて、国際環境法の実施をめぐる研究動向と実践の関係をレビューする。

西村論文は、まず、国際環境法における実施の問題として、国家報告制度と（不）遵守手続（(non-)compliance procedure）の現状について概観する。そして、遵守手続に的を絞り、1990年代から最近に至るまでの代表的な内外の研究業績をレビューする。具体的に取り上げられるのは、コスケニエミ²⁾、フィツモーリスとレジウェル³⁾、ロイブル⁴⁾の研究である。

まず、コスケニエミは、オゾン層保護に関するモントリオール議定書が採用した不遵守手続について、同手続の帰結が伝統的な国際法上の紛争解決手続と抵触していることにいち早く注目し、両者の関係について、条約法と国家責任法からのアプローチを試みた。フィツモーリスとレジウェルは、条約義務の重大な違反や国家責任に関する伝統的な国際法の規則は、環境条約の遵守の問題には適切に対処できないという認識の下で、モントリオール議定書の不遵守手続と、京都議定書の遵守手続の各国提案を取り上げて、遵守手続の目的、遵守手続と条約法、国家責任法、紛争解決手続の関係を分析する。最後に、ロイブルは、環境損害に対して国家責任法理を援用することが現実的に困難であることを、国際裁判および仲裁裁判の先例の分析、そして各国のプラクティスから論証し、環境分野における国際義務違反に対処するための新しい代替的手段として遵守手続が形成されてきたと説明する。そして、国際環境条約の遵守を促進・支援する目的を持つ伝統的な遵守手続に

2) M. Koskeniemi, "Breach of Treaty or Non-Compliance? Reflections on the Enforcement of the Montreal Protocol," 3 *Yearbook of International Environmental Law* 123 (1993).

3) M. A. Fitzmaurice & C. Redgwell, "Environmental Non-Compliance Procedures and International Law," 31 *Netherlands Yearbook of International Law* 35 (2000).

4) G. Loibl, "Environmental Law and Non-Compliance Procedures: Issues of State Responsibility," in M. Fitzmaurice & D. Saroosh eds., *Issues of State Responsibility before International Judicial Institutions*, Hart Publishing, 2004, pp. 201-217.

加えて、強制 (enforcement) 目的を併せ持つ新世代の遵守手続 (京都議定書) が登場したことに注目する。そして、モントリオール議定書に代表される伝統的な遵守手続が、国際環境条約の遵守を促進し支援する上で成功を取めてきた一方、新世代の遵守手続では国家責任法とのオーバーラップが生じ、それが国家責任に関する一般国際法との関係で特別法 (lex specialis) を構成するかどうかが問題となると指摘する。

以上のレビューに続いて、西村論文は、国際環境条約の実施メカニズムの現状を整理し、それを伝統的な国際法上の紛争解決手続とは別個のメカニズムと位置づけた上で、遵守手続における不遵守に対する帰結の一般国際法上の位置づけ (条約法に基づく条約の停止か、国家責任法上の対抗措置か)、不遵守に対する帰結の強制的性格を検討する。そして、遵守手続が伝統的な国家責任法の限界を機能的に克服する手法として肯定的に受容されてきたことを評価するとともに、遵守手続の中核となる機関の政治的性格、手続が対象とする範囲の広さ、不遵守に対してとられる措置の性格から、遵守手続が環境条約義務の規範力の低下ないしモラル・ハザードを招く危険 (ハード・ローのソフト化) があることを指摘する。

西村論文は、国際環境法において独自の発達を見た遵守手続に着目して、一般国際法上の義務履行確保のための諸制度 (条約法に基づく条約の停止、国家責任法上の対抗措置、紛争解決手続) との関連と異同を論じる。その結論は、遵守手続に関する代表的な先行研究を踏まえて、遵守手続の独自性と意義を積極的に認めつつ、それが環境条約の規範性を弱体化する危険を指摘するものである。国際法の細分化は国際環境法以外の分野でも見られる現象であるが、それが持つ積極面と消極面を冷静に分析することはきわめて重要であり、西村論文の問題意識は他の国際法分野においても共有されるべきものである。

鶴田論文は、国際環境法における一般的・抽象的な原則 (principle) に着目する。従来、国際環境法上の原則は、その一般性・抽象性・不明確性といった特徴のゆえに、規範としての意義が低い、規範として未成熟なソフト・ローに過ぎない、といった否定的な評価しか与えられてこなかった。しかし、国際環境法の分野では、変化し続ける現実との関係で条約体制を柔軟に対応させる必要があり (現実適合性の要請)、それと同時に、条約の規範としての自律性を確保することも求められる。国際環境法上の原則は、この一見矛盾する要請を両立させるための装置として機能する可能性があるのではないか。鶴田論文は、このような問題意識に基づいて、国際環境法上の原則をめぐる従来の研究動向をレビューする。

鶴田論文によれば、国際環境法上の原則をめぐる従来の研究は、分析の次元に着目すると、原則の実定法性の有無に焦点を当てるアプローチ (実定法アプローチ)、法外在的な視点から原則の実効性や効率性を分析するアプローチ (社会学的アプローチ)、歴史的な経路に沿って原則を分析するアプローチ (歴史的アプローチ) の三つに大別される。さらに、原

則が担う機能に着目して、従来の研究は以下の三つの機能を指摘してきた。すなわち、具体的な規則を定立するにあたっての交渉枠組の提供、司法機関が規則を解釈するにあたっての指針の提供、多様な主体が自らの正当性を主張するにあたっての資源の提供である。

国際環境法上の原則に関する従来の研究の到達点を以上のように整理した上で、鶴田論文は、国際環境条約の一般原則条項に対象を限定して、その機能を認識し分析するための独自の分析枠組を提示する。そこでは、国際環境条約の締結から国内の実施、改訂に至る一連の過程が動的な条約過程として把握され、さらに、そのような条約過程において一般原則条項が担う機能を認識し分析する枠組が提示される。具体的には、条約の規範と実践が相互に産出し合い、それを通じて規範の再認・強化が図られる再帰的・循環的な条約過程である。条約規範は「大文字の法」と「小文字の法（個別的条約関係規範）」に区分される。一般原則条項に代表される大文字の法は、条約過程の再帰性・循環性をもたらす装置として、また、締約国会議における検討の成果を条約規範に迅速かつ柔軟に反映させていくための装置として機能する。このようにして、一般原則条項は、動的な条約過程における条約の現実適合性の確保と規範としての自律性の確保という要請に応えることが可能となる。

鶴田論文は、国際環境法上の原則をめぐる従来の研究が国際環境条約の動的な条約過程を適切に把握できていないことを指摘した上で、動的な条約過程を認識・分析するための枠組を提示し、そこにおける一般原則条項の機能について斬新な指摘を行っている。先行研究の単なる批判的吟味に留まらず、先行研究の到達点を踏まえて新たな分析枠組・分析課題を提示することがレビュー論文のあるべき姿である。その意味で、鶴田論文はレビュー論文の理想的なありかたを示しているといえる。

齋藤論文は、国際人権法の最近の研究動向を「文化」という切り口からレビューする。その際、国際法実践・国際法学とさまざまな地域文化を対照させて、両者の関係を語る（国際法の外側に文化を見出す視線）のではなく、国際法自体に文化を見出す視線、言い換えれば、一定の時代的性格と地域的性格をまとった国際法実践・国際法学という文化を語るという視線（文化としての国際法という視線）から、最近の研究動向にアプローチする点に、齋藤論文の特色がある。

齋藤論文によれば、現代の国際法学において文化が扱われる場合、大別して、実定国際法の規整対象として直接に文化が主題となる場合（文化交流協定など）、国際法秩序の構築や運用の背景として文化を論じる場合の二つがある。国際人権法に即していえば、世界人権宣言 27 条の文化的権利が前者の、国際人権との関係で文化相対主義が論じられる場合が後者の例である。しかし、これらいずれの場合も、研究の多くは一般的な実体化された文化観念に依拠し、その並存や対立を語るに留まっている（国際法の外側に文化を見出す視

線)⁵⁾。

これに対して、齋藤論文が注目するのは、国際法実践・国際法学が世界を捉える一つの認識枠組であることを自覚し、そのあり方そのものを文化として捉えなおすという方法である（文化ないし対自的な文化概念としての国際法）。そして、このような再帰的な論理を体現する先行業績として、文際的（intercivilizational ないし transcivilizational）視点を強調する大沼保昭の一連の業績に注目する。ただし、齋藤論文によれば、大沼の業績は国際法学における方法論として抽象的に論理を再定式化したに留まっている。この論理を国際法学においてどのように具体化しうるか、それを人権条約実践における文化について、研究動向のレビューを兼ねて分析することが、齋藤論文の眼目である。

齋藤論文によれば、人権条約実践における文化を語るレベルの違いに応じて、人権基準が志向する価値のバイアスを相対化する研究（人権の中身における文化）、人権として価値を表象する仕方を相対化する研究（人権という器における文化）、条約という「容器」により国際人権法の実践が積み上げられてきたこと自体を相対化する研究（条約実践という文化）を区分できる。このうち最後のものは、国際法学により内側から行われたというよりも、国際政治学・国際関係論を中心とする最近の国際規範研究の展開の成果である。さらに、そもそも条約実践が基本的に国家間関係で展開していること（文化としての国際関係）を相対化する研究が紹介される。最後に、以上の分析を踏まえて、文化としての国際関係を基底的レベルに据え、文化としての人権、文化としての条約を多層的に分析し相対化する、人権条約実践の多層的分析という方法が提示される。

齋藤論文が提示する方法は、単に人権条約実践の分析における新たな視座に留まらず、国際法実践・国際法学の従来のあるべきものの根底的な見直しを迫るマニフェスト的な性格を持つ。齋藤論文が最後に述べるように、この方法を徹底させれば、文化（あるいは文明）による相対化そのものも相対化されることになる。それが人権条約実践に限らず、国際法学にいかなる具体的含意を持ちうるか、それは齋藤の自問に留まらず、国際法全体への問いかけとして受け止めるべきものであろう。

国際経済法、国際環境法、国際人権法は、グローバル化の進展に伴ってダイナミックな展開を見せている。しかしながら、条約制度の華やかな展開に目を奪われ、それを跡付けるだけでは、これらの法分野における展開が国際法の体系、ひいては国際社会の

5) 齋藤論文は、条約法および国際人権法における法文化多元主義を検討した次の業績を、文化概念についての方法的な議論を行っている点で評価するが、同時に、この業績も国際法の外側に文化を見出す点では大多数の先行研究と同じ弊に陥っていると指摘する。S. L. Bunn-Livingston, *Juricultural Pluralism vis-à-vis Treaty Law: State Practice and Attitude*, M. Nijhoff Pub., 2002.

はじめに

構造にもたらすインパクトを正確に捉えることはできない。本特集に収録した4本の論文は、以上のごく簡単な紹介からも伺えるように、これらの法分野に共通する「実務先行、研究遅延」というギャップを埋めようと果敢に試みている。研究動向レビューという形式上の制約のゆえに、いずれの論文も問題解決というよりは課題発見に力点を置いていることはいままでもない。これが刺激となって、これらの法分野における研究がさらに深化することを期待したい。